

13. 軽油引取税

(1) 軽油引取数量

区 分		数 量
		キロリットル
引 取 数 量 ①		1,414,649
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		146,932
差 引 ① - ② ③		1,267,717
欠 特 約 業 者 分 1/100		12,200
減 元 売 業 者 分 0.3/100		143
量 小 計 ④		12,343
課 税 標 準 量 ③ - ④ ⑤		1,255,374
そ の 他 ⑥		1,891
合 計 ⑤ + ⑥		1,257,265

(2) 特別徴収義務者数

区 分	本 店 の 数	登 録 数	事 務 所 等 数
特 別 徴 収 義 務 者			
元 売 業 者	-	19	8
特 約 業 者	82	286	585
計	82	305	593
仮 特 約 業 者	-	-	-
そ の 他 の 者	-	-	-

- 注1 当該年度において課税されたものについて記載した。
 2 特別徴収義務者は、平成31年2月末日現在で記載した。

(3) 課税対象とならない軽油

	区 分	免税軽油使用者数等	数 量
			キロリットル
法第百四十四 条の五	輸 出 課 税 小 計	5 297 302	3,216 84,062 87,278
法第百四十四 条の六	石 油 製 品 製 造 業	-	-
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 五 項	船 舶 自 衛 隊 (機 械 等) 鉄 道 ま た は 軌 道 用 車 両 農 業 等 林 業 等 セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く) 生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業 電 気 供 給 業 鉱 物 の 掘 採 事 業 と び ・ 土 工 工 事 業 鉱 さ い ・ バ ラ ス 製 造 業 港 湾 運 送 業 倉 庫 業 貨 物 利 用 運 送 事 業 鉄 道 貨 物 積 卸 業 航 空 運 送 サ ー ビ ス 業 廃 棄 物 処 理 事 業 木 材 加 工 業 木 材 市 場 業 た い 肥 製 造 業 索 道 事 業 小 計	1,587 5 8 392 2 17 1 - 39 28 10 34 19 - 1 27 10 12 3 2 - 2,197	20,957 146 4,281 1,290 404 194 10 - 9,721 2,864 6,331 3,419 713 - 119 7,635 851 596 51 66 - 59,648
その他	平成三十年度改正により廃止になったもの	-	-
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 五 項 関 係 ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係 外 国 公 館 等 の 暖 房 用 ボ イ ラ ー 関 係 合 計		- 2 - 2,501	- 6 - 146,932

注 免税軽油使用者数は、平成31年2月末日現在である。